

○東京都市町村公平委員会事務職員処務規程

(昭和42年4月1日
訓令第1号)

改正 昭和42年 8月17日 訓令第3号

平成21年 3月30日 訓令第1号

平成23年 3月31日 訓令第1号

(この規程の目的)

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第5項の規定に基づき、東京都市町村公平委員会（以下「公平委員会」という。）事務職員の設置及びその他に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事務職員の職及びその職責)

第2条 事務職員は、次に掲げるとおりとする。

事務長

次 長

主 幹

副主幹

主 査

主 任

主 事

- 2 前項の事務職員のほか、その他の職員を置くことができる。
- 3 事務長は、公平委員会の命を受け、事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
- 4 次長は、事務長を補佐し、事務を整理する。
- 5 主幹及び副主幹は、上司の命を受け、担当事務をつかさどる。
- 6 主査、主任、主事及びその他の職員は、上司の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い、職務に専念する。

(事務職員の分掌事務)

第3条 事務職員の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公平委員会の機密に関すること。
- (2) 公平委員会議に関すること。
- (3) 公平委員会議事録の作成及び保管に関すること。

- (4) 公平委員会事務の庶務に関すること。
- (5) 公平委員会の事務職員の任免、給与その他人事に関すること。
- (6) 公印に関すること。
- (7) 公文書類の收受、配付、審査、発送及び保存に関すること。
- (8) 公平委員会規則の審査に関すること。
- (9) 他の担当事務に属さないこと。
- (10) 勤務条件に関する措置の要求の審査に関する事務及びその判定並びに勧告に関すること。
- (11) 職員に対する不利益処分の審査に関する事務及び審査の結果とるべき措置に関すること。
- (12) 職員の苦情を処理すること。
- (13) 管理職員等の範囲を定める事務に関すること。
- (14) 職員団体の登録に関すること。
- (15) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償審査に関する事務及び審査の結果とるべき措置に関すること。

(事務長不在のときの代決)

第4条 事務長が不在のときは、次長がその事務を代決する。

(次長不在のときの代決)

第5条 次長が不在のときは、主幹がその事案を代決する。

(代決できる事案)

第6条 前2条の規定により代決できる事案は、特に至急に処理しなければならない事案に関するものとする。ただし、特に重要又は異例に属する事案については、代決することができない。

(後閲)

第7条 重要な事案に関し代決した場合は、回議文書に「後閲」とし、起案者は、事後すみやかに上司の閲覧を受けなければならない。

(専決事項の委任)

第8条 事務長の専決処理する事項は、別に定める。

(事務職員の職務)

第9条 事務職員の職務については、別に定める場合を除き東京都市町村職員退職手当組

合の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年8月17日訓令第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月30日訓令第1号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第1号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。